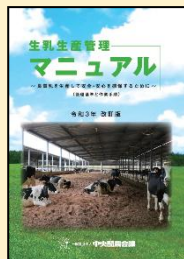
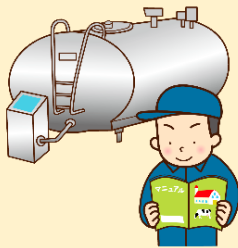


# 巡回指導・指導者検証用マニュアル 令和8年度版

## 酪農家の取組

- ①日々、**適切な作業**を**ミスなく確実に**行うこと。
- ②日々の適切な作業を**自らチェック**し、**必ず記録を残す**こと。
- ③**記録を保管**すること。

**適切な作業**  
【生乳生産管理マニュアル】



**記帳・記録の保管**  
【生乳生産管理チェックシート】



## 地域支援組織の取組

※生産者団体、行政、乳業者、獣医師、関係団体等  
(第三者)

**巡回指導等**を通じて、酪農家の取組を**検証・改善指導**



一般社団法人 **中央酪農会議**

## 目 次

<b>I. 巡回指導・検証の手順</b>	…P. 2～
<b>II. 指導者用チェックシート</b>	…P. 7～
<b>III. 検証時のポイント及び判断基準</b>	…P. 13～
■生乳生産管理チェックシート等の記帳項目の確認 …P13～	
1. 生乳生産管理・出荷	
2. 農薬等の使用記録	
■重点指導項目の実施状況の確認 …P17～	
1. 動物用医薬品の休薬期間及び確認検査	
2. 洗浄剤及び殺菌・消毒剤の使用	
■生産現場における実施状況の確認 …P18～	
1. 乳牛の健康管理	
2. 動物用医薬品の保管	
3. 生乳処理室	
4. 牛舎周辺及び牛舎内環境	
5. 飼料及び飼料添加物、農薬等保管	
6. 搾乳作業	
7. 伝票等の保管	
<b>IV. 判断基準に係るQ &amp; A</b>	…P. 24～

## I. 巡回指導・検証の手順

### 1. 方法の決定

(1) 地域協議会または都府県協議会等において、巡回指導・検証方法（体制・日程・回数など）を決定する。

なお、検証結果の妥当性を確保するため、原則として、農協、行政、乳業者等による検証チームを構成することとする。検証チームは生産者団体のみにならないよう注意するとともに、可能であれば獣医師にも参加を要請する。

(2) 都府県協議会にて決定した場合は、指定団体に報告する。

### 2. 目合わせの実施

地域協議会や都府県協議会等において、本マニュアルを踏まえ、巡回時に確認・指導すべき事項や方法等の確認（目合わせ）を行い、巡回指導時の評価基準が統一されるよう努める。

### 3. 検証日の通知

農協から酪農家に対し、検証日を通知する（2～3日前までに）。

### 4. 準備物

(1) 酪農家に準備してもらうもの

- ①生乳生産管理マニュアル
- ②生乳生産管理チェックシート
- ③獣医師の診療記録や指示書、確認検査依頼書（写し）等
- ④飼料等の購入伝票等

(2) 指導者側で持参するもの

- ①生乳生産管理マニュアル
- ②指導者用チェックシート（酪農家毎に準備）
- ③指導者検証用マニュアル
- ④普及啓発チラシ等（安全安心の取組の必要性及びその意義や、重点指導項目に係る取組内容等を説明できるもの）

### 5. 防疫対策

家畜伝染病予防法等に基づき、車両、靴及び手指等の消毒等の防疫対策について、事前に行政等と相談し、実施する。

### 6. 巡回指導・検証の実施

- (1) 検証チームにて酪農家を訪問し、指導者検証用マニュアル及び指導者用チェックシート（AまたはBのいずれか、使いやすい方を用いる）を活用しながら、重点管理基準に係る実施状況について検証し、指導する。

具体的には、「生乳生産管理チェックシート等の記帳項目の確認」、「重点指導項目の実施状況の確認」、「生産現場における確認」を行う（順番は問わない）。

なお、生乳生産管理チェックシート等の記帳項目のうち、集乳伝票等により日々確認され、農協等で酪農家毎の記帳状況が把握できる項目については、巡回指導時における確認項目から除外することができる。

■指導者用チェックシートA

生乳生産管理マニュアルに基づいて整理したチェック項目から、「生乳生産管理チェックシート等のチェック項目」と「重点指導項目のチェック項目」を前に抜き出したもの。

■指導者用チェックシートB

生乳生産管理マニュアルに基づいて整理したチェック項目（生乳生産管理チェックシート等のチェック項目を含む）から、「重点指導項目のチェック項目」を後ろに抜き出したもの。

- (2) 普及啓発チラシ等を用いて、各種法令や受託販売契約内容等を踏まえた安全安心の取組の必要性及びその意義、重点指導項目に係る取組内容等について、説明を行う。

- (3) 特に、重点指導項目の各項目に改善を要する場合、また重点記帳項目の各項目について「未記入」または「一部記入」の場合は、その理由の聴き取り（ヒアリング）を行うとともに改善に向けた指導を実施する。

特に、1回目の巡回時の記帳状況の結果が、全項目（6項目）全てについて「未記入」の生産者に対して、指定団体は中央酪農会議と連携して、酪農家個別の具体的な特別指導を行う。

<重点指導項目>

- ①動物用医薬品の休薬期間の遵守及び確認検査の実施
- ②洗剤及び殺菌・消毒剤の適正使用の遵守

<重点記帳項目>

- ①動物用医薬品の投与・出荷再開記録
- ②ミルカー・バルククーラーの洗浄確認記録
- ③農薬使用記録

## 7. 未記入者等への再巡回・個別指導

- (1) 1回目の巡回時に、重点指導項目が要改善の者、重点記帳項目が「未記入」・「一部記入」の者等に対しては、2回目の巡回を行い、2回目の巡回以降の実施状況・記帳状況を確認することとする。

- (2) 2回目の巡回で、1回目の巡回以降の重点指導項目の実施状況、重点記帳項目の記帳状況が全て「良好」とならなかった者に対しては、改めて理由の聴き取り（ヒアリ

ング)を実施し、以降の実施状況・記帳状況が「良好」となるよう、個別の対応を検討して実施する。必要に応じ、指定団体、行政、家畜保健衛生所、獣医師等に対して指導の要請を行う。また、3回目の巡回を行い、2回目の巡回以降の実施状況・記帳状況を確認することとする。

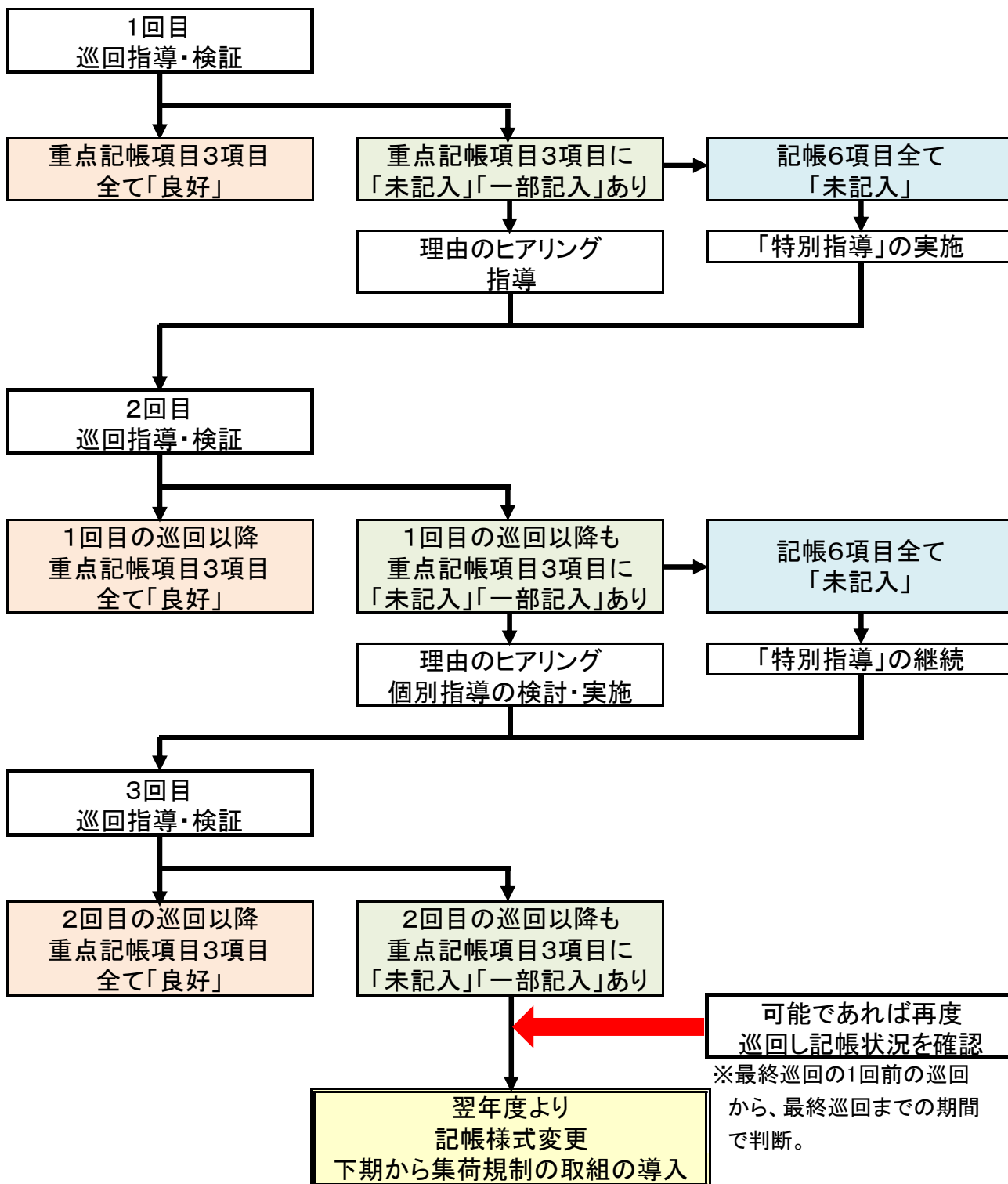
- (3) 3回目の巡回で、2回目の巡回以降の重点指導項目の実施状況、重点記帳項目の状況が「良好」とならなかった者に対しては、翌年度より、現行の記帳様式から、「動物用医薬品の投与・出荷再開記録の記載欄がある、出荷伝票方式」(以下、「動薬ありの出荷伝票」という)に切り替えるとともに、集荷規制の仕組みを導入する。
- (4) なお、必要かつ可能であれば、3回以上巡回を繰り返すこととする。この場合、最終巡回の1回前の巡回から最終巡回までの期間の重点記帳項目の状況を確認し、出荷伝票方式の変更・集荷規制の導入について判断することとする。

## 8. 報告

- (1) 記帳(検証)状況について、指定団体にて取りまとめて、11月末及び2月末までの2回、中央酪農会議に報告する。
- (2) 重点指導項目が要改善の者、重点記帳項目「未記入」・「一部記入」の者等に対するヒアリング及び個別対応の内容について、指定団体でとりまとめて、11月末および2月末までの2回、中央酪農会議に報告する。

<参考①>

巡回指導・検証～再巡回のイメージ図



<参考②>

「集荷規制の取組」が導入された生産者における、集荷規制までの流れ（概要）

1	前年度の3月に、該当する酪農家に対し、「動薬ありの出荷伝票」への変更と集荷規制までの流れについて、文書を発出する。
2	当年度4月より、「動薬ありの出荷伝票」（複写式）に毎日記入してもらい、写しを、集乳車の運転手を通じて農協等が回収し、確認する。
3	上期（4月～9月）においては、「未記入」・「一部記入」の日があったとしても、集荷規制は行わず、「注意文書」を発出して「未記入」・「一部記入」の理由を聞き取りする（弁明の機会）とともに、指導を行う。 「未記入」・「一部記入」の日があるごとに、繰り返す。
4	9月に、下期（10月～3月）から、「未記入」・「一部記入」の日があった場合は、集荷規制を行うことを再通知する。
5	下期において、最初に「未記入」・「一部記入」の日があった時点で、農協、県会員、指定団体にて相談し、農協役員による指導を行うとともに、以降は集荷規制を行うことについて「通告文書」を発出する。
6	以降、「未記入」・「一部記入」の日があれば、農協、県会員、指定団体で相談の上、農協役員等を通じた通告に基づき、集荷停止とする。
7	記帳が確認できたら、集荷再開する。
8	年度を通じて毎日記帳がなされた場合は、翌年度より従来の記帳方式に戻す。（1年を通じて1日でも「未記入」・「一部記入」の日があれば、次年度も動薬あり出荷伝票を継続する）

# 指導者用チェックシート(A)

農協名： 組合員コード： 酪農家氏名：

	チェック項目	ク	コメント	
チェックシートの確認	1. 生乳生産管理・出荷			
	1) バルククーラーの乳温を記録し、保管する。	○ <input type="checkbox"/> ×	⑥	
	2) 動物用医薬品の投与から出荷再開までを記録し、伝票等を保管する。【重点記帳項目】	○ <input type="checkbox"/> △ ×	①	
	3) ミルカー・バルククーラーは洗浄（アルカリ・酸性）・消毒し、記録する。【重点記帳項目】	○ <input type="checkbox"/> ×	②	
	4) ミルカー（搾乳前）・バルククーラーが正常に作動するか点検・記録し、保管する。	○ <input type="checkbox"/> ×		
	5) ミルカー・バルククーラーの定期的な点検整備を受け、伝票等を保管する。	○ <input type="checkbox"/> ×		
	6) 洗剤等の資材交換及び牛舎消毒状況を記録し、資材については購入伝票を保管する。	○ <input type="checkbox"/> △ ×	④	
	2. 農薬等の使用記録			
	1) 農薬の使用量等を記録し、保管する。【重点記帳項目】	○ <input type="checkbox"/> △ ×	③	
	2) 肥料の使用量等を記録し、保管する。	○ <input type="checkbox"/> △ ×		
重点指導項目	3) 家畜排せつ物の発生量等を記録し、保管する。	○ <input type="checkbox"/> △ ×		
	4) 飼料及び飼料添加物の給与内容を記録し、保管する。	○ <input type="checkbox"/> △ ×	⑤	
	1. 動物用医薬品の休業期間及び確認検査			
	1) 出荷制限期間を遵守し、必ず確認検査を受ける。	○ <input type="checkbox"/> ×	①	
	2. 洗浄剤及び殺菌・消毒剤の使用			
	1) ミルカー・バルククーラーの洗浄剤（アルカリ・酸性）は、適正に使用されている。	○ <input type="checkbox"/> ×	②	
	2) 搾乳用殺菌剤（乳房・乳頭清拭剤等）は、適正に使用されている。	○ <input type="checkbox"/> ×	③	
	生産現場における確認	1. 乳牛の健康管理		
		1) 抗菌性物質製剤等の投与と牛を隔離する、またはマーキングを行う。	○ <input type="checkbox"/> ×	
		2. 動物用医薬品の保管		
1) 動物用医薬品は、施錠できる環境の適切な場所に保管されている。		○ <input type="checkbox"/> △ ×		
3. 生乳処理室				
1) 処理室内は整理・整頓されており、清潔で異臭がない。		○ <input type="checkbox"/> △ ×		
2) 処理室は牛舎と隔離されており、施錠できる環境にある。		○ <input type="checkbox"/> △ ×		
3) 生乳処理室に、洗剤・殺菌剤以外の薬品を置かない。		○ <input type="checkbox"/> △ ×		
4. 牛舎周辺及び牛舎内環境				
1) 堆肥・尿の管理については、堆肥場・尿溜を完備しており、流出がない。		○ <input type="checkbox"/> ×		
2) 牛舎内及び周辺を整理・清掃し、ゴミ・廃棄物を適切に保管処理する。	○ <input type="checkbox"/> ×			
3) 牛床は汚物を排除して乾燥し、乾燥した敷料が十分にあり、かつ牛体がきれいである。	○ <input type="checkbox"/> ×			
5. 飼料及び飼料添加物、農薬等の保管・給与				
1) 飼料及び飼料添加物の保管場所を区分し、清潔に管理する。	○ <input type="checkbox"/> ×			
2) 飼料に異常（カビの発生や異物の混入等）がないか、確認して給与する。	○ <input type="checkbox"/> ×	⑦		
3) 動物性たんぱく質飼料（A飼料以外の飼料）の混入防止を図る。	使用なし ○ <input type="checkbox"/> ×			
4) 肉用牛用の飼料及び飼料添加物の混入防止を図る。（対象家畜を確認して給与する。）	使用なし ○ <input type="checkbox"/> ×			
5) 肥料・農薬の保管場所を区分し、適切に管理する。	○ <input type="checkbox"/> ×			
6. 搾乳作業				
1) 正しい搾乳手順で実施する。	○ <input type="checkbox"/> △ ×			
2) 適切に搾乳機器（バケットミルカー等）の洗浄・消毒を行う。	○ <input type="checkbox"/> △ ×			
7. 伝票等の保管				
1) 個体識別番号及び異動記録を確認し、（独）家畜改良センターに転入を報告する。	○ <input type="checkbox"/> ×			
2) 購入飼料及び飼料添加物の伝票等を保管し、整理する。	○ <input type="checkbox"/> ×			

※ 指導者用チェックシートの写しを酪農家に一部渡すこと。

※  は、重点記帳項目

検証日時	検証日 時間	年 月 日
確認者 ※全員の氏名を記入		

記帳状況(ポジティブリスト対応及び重点管理基準対応)

区分	項目	結果
ポジティブリスト対応	① 動物用医薬品の投与・出荷再開記録	
	② ミルカー・バルククーラーの洗浄確認記録	
	③ 農薬使用記録	
	①～③の項目全て○→○ ①～③の項目全て×→× ○△×を記入 上記以外の○×の混在→△	
	④ 資材交換・消毒記録	
	⑤ 飼料給与記録	
重点管理基準対応	⑥ バルククーラーの乳温記録	
	①～⑥の項目全て○→○ ①～⑥の項目全て×→× ○△×を記入 上記以外の○×の混在→△	

重点管理基準対応	⑦ 飼料の異常有無に関する確認	
----------	-----------------	--

総評

--

○（生乳販売/酪）農業協同組合連合会

# 指導者用チェックシート(B)

農協名： 組合員コード： 酪農家氏名：

チェック項目		コメント
<b>1. 乳牛の健康管理</b>		
1) 抗菌性物質製剤等の投与牛を隔離する、またはマーキングを行う。	○ <input type="checkbox"/> ×	
<b>2. 生乳処理室</b>		
1) 処理室内は整理・整頓されており、清潔で異臭がない。	○ △ ×	
2) 処理室は牛舎と隔離されており、施錠できる環境にある。	○ △ ×	
3) 生乳処理室に、洗剤・殺菌剤以外の薬品を置かない。	○ △ ×	
4) バルククーラーの乳温を記録し、保管する。	○ <input type="checkbox"/> × ⑥	
5) ミルカー・バルククーラーは洗浄（アルカリ・酸性）・消毒し、記録する。	○ <input type="checkbox"/> × ②	
6) ミルカー（搾乳前）・バルククーラーが正常に作動するか点検・記録し、保管する。	○ <input type="checkbox"/> ×	
7) ミルカー・バルククーラーの定期的な点検整備を受け、伝票等を保管する。	○ <input type="checkbox"/> ×	
8) 洗剤等の資材交換及び牛舎消毒状況を記録し、資材については購入伝票を保管する。	○ △ × ④	
<b>3. 搾乳作業</b>		
1) 正しい搾乳手順で実施する。	○ △ ×	
2) 適切に搾乳機器（バケットミルカー等）の洗浄・消毒を行う。	○ △ ×	
<b>4. 動物用医薬品の保管</b>		
1) 動物用医薬品は、施錠できる環境の適切な場所に保管されている。	○ △ ×	
<b>5. 農薬等の保管</b>		
1) 飼料及び飼料添加物の保管場所を区分し、清潔に管理する。	○ <input type="checkbox"/> ×	
2) 飼料に異常（カビの発生や異物の混入等）がないか、確認して給与する。	○ <input type="checkbox"/> × ⑦	
3) 動物性たんぱく質飼料（A飼料以外の飼料）の混入防止を図る。	使用なし ○ <input type="checkbox"/> ×	
4) 肉用牛用の飼料及び飼料添加物の混入防止を図る。（対象家畜を確認して給与する。）	使用なし ○ <input type="checkbox"/> ×	
5) 肥料・農薬の保管場所を区分し、適切に管理する。	○ <input type="checkbox"/> ×	
<b>6. 牛舎周辺及び牛舎内環境</b>		
1) 堆肥・尿の管理については、堆肥場・尿溜を完備しており、流出がない。	○ <input type="checkbox"/> ×	
2) 牛舎内及び周辺を整理・清掃し、ゴミ・廃棄物を適切に保管処理する。	○ <input type="checkbox"/> ×	
3) 牛床は汚物を排除して乾燥し、乾燥した敷料が十分にあり、かつ牛体がきれいである。	○ <input type="checkbox"/> ×	
<b>7. 伝票等の保管</b>		
1) 個体識別番号及び異動記録を確認し、（独）家畜改良センターに転入を報告する。	○ <input type="checkbox"/> ×	
2) 購入飼料及び飼料添加物の伝票等を保管し、整理する。	○ <input type="checkbox"/> ×	
3) 動物用医薬品の投与から出荷再開までを記録し、伝票等を保管する。	○ △ × ①	
4) 農薬の使用量等を記録し、保管する。	○ △ × ③	
5) 飼料及び飼料添加物の給与内容を記録し、保管する。	○ △ × ⑤	
6) 家畜排せつ物の発生量等を記録し、保管する。	○ △ ×	
7) 肥料の使用量等を記録し、保管する。	○ △ ×	

重点指導項目		
<b>1. 動物用医薬品の休業期間及び確認検査</b>		
1) 出荷制限期間を遵守し、必ず確認検査を受ける。	○ <input type="checkbox"/> ×	①
<b>2. 洗浄剤及び殺菌・消毒剤の使用</b>		
1) ミルカー・バルククーラーの洗浄剤（アルカリ・酸性）は、適正に使用されている。	○ <input type="checkbox"/> ×	②
2) 搾乳用殺菌剤（乳房・乳頭清拭剤等）は、適正に使用されている。	○ <input type="checkbox"/> ×	③

指導者用チェックシートの写しを酪農家に一部渡すこと。  
 は、重点記帳項目

検証日時	検証日 時間	年 月 日 : ~ :
確認者	※全員の氏名を記入	

記帳状況(ポジティブリスト対応及び重点管理基準対応)

区分	項目	結果
ポジティブリスト対応	① 動物用医薬品の投与・出荷再開記録	
	② ミルカー・バルククーラーの洗浄確認記録	
	③ 農薬使用記録	
	①～③の項目全て○→○ ①～③の項目全て×→× ○△×を記入 上記以外の○×の混在→△	
	④ 資材交換・消毒記録	
重点管理基準対応	⑤ 飼料給与記録	
	⑥ バルククーラーの乳温記録	
	①～⑥の項目全て○→○ ①～⑥の項目全て×→× ○△×を記入 上記以外の○×の混在→△	

重点管理基準対応	⑦ 飼料の異常有無に関する確認	
----------	-----------------	--

総評	
----	--

○ ○ (生乳販売/酪) 農業協同組合連合会

指導者用チェックシート(A)拡大版【左側】

農協名：

組合員コード：

酪農家氏名：

チェック項目			コメント
チェックシートの確認	<b>1. 生乳生産管理・出荷</b>		
	1) バルククーラーの乳温を記録し、保管する。	○  × ⑥	
	2) 動物用医薬品の投与から出荷再開までを記録し、伝票等を保管する。【重点記帳項目】	○ △ × ①	
	3) ミルカー・バルククーラーは洗浄（アルカリ・酸性）・消毒し、記録する。【重点記帳項目】	○  × ②	
	4) ミルカー（搾乳前）・バルククーラーが正常に作動するか点検・記録し、保管する。	○  ×	
	5) ミルカー・バルククーラーの定期的な点検整備を受け、伝票等を保管する。	○  ×	
	6) 洗剤等の資材交換及び牛舎消毒状況を記録し、資材については購入伝票を保管する。	○ △ × ④	
	<b>2. 農薬等の使用記録</b>		
	1) 農薬の使用量等を記録し、保管する。【重点記帳項目】	○ △ × ③	
	2) 肥料の使用量等を記録し、保管する。	○ △ ×	
3) 家畜排せつ物の発生量等を記録し、保管する。	○ △ ×		
4) 飼料及び飼料添加物の給与内容を記録し、保管する。	○ △ × ⑤		
重点指導項目	<b>1. 動物用医薬品の休薬期間及び確認検査</b>		
	1) 出荷制限期間を遵守し、必ず確認検査を受ける。	○  × ①	
	<b>2. 洗浄剤及び殺菌・消毒剤の使用</b>		
	1) ミルカー・バルククーラーの洗浄剤（アルカリ・酸性）は、適正に使用されている。	○  × ②	
2) 搾乳用殺菌剤（乳房・乳頭清拭剤等）は、適正に使用されている。	○  × ③		
生産現場における確認	<b>1. 乳牛の健康管理</b>		
	1) 抗菌性物質製剤等の投与牛を隔離する、またはマーキングを行う。	○  ×	
	<b>2. 動物用医薬品の保管</b>		
	1) 動物用医薬品は、施錠できる環境の適切な場所に保管されている。	○ △ ×	
	<b>3. 生乳処理室</b>		
	1) 処理室内は整理・整頓されており、清潔で異臭がない。	○ △ ×	
	2) 処理室は牛舎と隔離されており、施錠できる環境にある。	○ △ ×	
	3) 生乳処理室に、洗剤・殺菌剤以外の薬品を置かない。	○ △ ×	
	<b>4. 牛舎周辺及び牛舎内環境</b>		
	1) 堆肥・尿の管理については、堆肥場・尿溜を完備しており、流出がない。	○  ×	
	2) 牛舎内及び周辺を整理・清掃し、ゴミ・廃棄物を適切に保管処理する。	○  ×	
	3) 牛床は汚物を排除して乾燥し、乾燥した敷料が十分にあり、かつ牛体がきれいである。	○  ×	
	<b>5. 飼料及び飼料添加物、農薬等の保管・給与</b>		
	1) 飼料及び飼料添加物の保管場所を区分し、清潔に管理する。	○  ×	
	2) 飼料に異常（カビの発生や異物の混入等）がないか、確認して給与する。	○  × ⑦	
	3) 動物性たんぱく質飼料（A飼料以外の飼料）の混入防止を図る。	使用なし ○  ×	
	4) 肉用牛用の飼料及び飼料添加物の混入防止を図る。（対象家畜を確認して給与する。）	使用なし ○  ×	
	5) 肥料・農薬の保管場所を区分し、適切に管理する。	○  ×	
<b>6. 搾乳作業</b>			
1) 正しい搾乳手順で実施する。	○ △ ×		
2) 適切に搾乳機器（バケットミルカー等）の洗浄・消毒を行う。	○ △ ×		
<b>7. 伝票等の保管</b>			
1) 個体識別番号及び異動記録を確認し、（独）家畜改良センターに転入を報告する。	○  ×		
2) 購入飼料及び飼料添加物の伝票等を保管し、整理する。	○  ×		

※ 指導者用チェックシートの写しを酪農家に一部渡すこと。

※  は、重点記帳項目

## 指導者用チェックシート(A)拡大版【右側】

検証日時	検証日	年	月	日
	時間	:	~	:
確認者 ※全員の氏名を記入				

### 記帳状況(ポジティブリスト対応及び重点管理基準対応)

区分	項目	結果
記帳状況	① 動物用医薬品の投与・出荷再開記録	
	② ミルカー・バルククーラーの洗浄確認記録	
	③ 農薬使用記録	
	①～③の項目全て○→○ ①～③の項目全て×→×      ○△×を記入 上記以外の○×の混在→△	
	④ 資材交換・消毒記録	
	⑤ 飼料給与記録	
重点管理基準対応	⑥ バルククーラーの乳温記録	
	①～⑥の項目全て○→○ ①～⑥の項目全て×→×      ○△×を記入 上記以外の○×の混在→△	

重点管理基準対応	⑦ 飼料の異常有無に関する確認	
----------	-----------------	--

### 総評

--


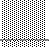
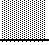
# 指導者用チェックシート(B) 拡大版【左側】

農協名：

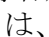
組合員コード：

酪農家氏名：

チェック項目		コメント
<b>1. 乳牛の健康管理</b>		
1) 抗菌性物質製剤等の投与牛を隔離する、またはマーキングを行う。	○  ×	
<b>2. 生乳処理室</b>		
1) 処理室内は整理・整頓されており、清潔で異臭がない。	○ △ ×	
2) 処理室は牛舎と隔離されており、施錠できる環境にある。	○ △ ×	
3) 生乳処理室に、洗剤・殺菌剤以外の薬品を置かない。	○ △ ×	
4) バルククーラーの乳温を記録し、保管する。	○  ×	⑥
5) ミルカー・バルククーラーは洗浄（アルカリ・酸性）・消毒し、記録する。	○  ×	②
6) ミルカー（搾乳前）・バルククーラーが正常に作動するか点検・記録し、保管する。	○  ×	
7) ミルカー・バルククーラーの定期的な点検整備を受け、伝票等を保管する。	○  ×	
8) 洗剤等の資材交換及び牛舎消毒状況を記録し、資材については購入伝票を保管する。	○ △ ×	④
<b>3. 搾乳作業</b>		
1) 正しい搾乳手順で実施する。	○ △ ×	
2) 適切に搾乳機器（バケットミルカー等）の洗浄・消毒を行う。	○ △ ×	
<b>4. 動物用医薬品の保管</b>		
1) 動物用医薬品は、施錠できる環境の適切な場所に保管されている。	○ △ ×	
<b>5. 農薬等の保管</b>		
1) 飼料及び飼料添加物の保管場所を区分し、清潔に管理する。	○  ×	
2) 飼料に異常（カビの発生や異物の混入等）がないか、確認して給与する。	○  ×	⑦
3) 動物性たんぱく質飼料（A飼料以外の飼料）の混入防止を図る。	使用なし ○  ×	
4) 肉用牛用の飼料及び飼料添加物の混入防止を図る。（対象家畜を確認して給与する。）	使用なし ○  ×	
5) 肥料・農薬の保管場所を区分し、適切に管理する。	○  ×	
<b>6. 牛舎周辺及び牛舎内環境</b>		
1) 堆肥・尿の管理については、堆肥場・尿溜を完備しており、流出がない。	○  ×	
2) 牛舎内及び周辺を整理・清掃し、ゴミ・廃棄物を適切に保管処理する。	○  ×	
3) 牛床は汚物を排除して乾燥し、乾燥した敷料が十分にあり、かつ牛体がきれいである。	○  ×	
<b>7. 伝票等の保管</b>		
1) 個体識別番号及び異動記録を確認し、（独）家畜改良センターに転入を報告する。	○  ×	
2) 購入飼料及び飼料添加物の伝票等を保管し、整理する。	○  ×	
3) 動物用医薬品の投与から出荷再開までを記録し、伝票等を保管する。	○ △ ×	①
4) 農薬の使用量等を記録し、保管する。	○ △ ×	③
5) 飼料及び飼料添加物の給与内容を記録し、保管する。	○ △ ×	⑤
6) 家畜排せつ物の発生量等を記録し、保管する。	○ △ ×	
7) 肥料の使用量等を記録し、保管する。	○ △ ×	

重点指導項目		
<b>1. 動物用医薬品の休薬期間及び確認検査</b>		
1) 出荷制限期間を遵守し、必ず確認検査を受ける。	○  ×	❶
<b>2. 洗浄剤及び殺菌・消毒剤の使用</b>		
1) ミルカー・バルククーラーの洗浄剤（アルカリ・酸性）は、適正に使用されている。	○  ×	❷
2) 搾乳用殺菌剤（乳房・乳頭清拭剤等）は、適正に使用されている。	○  ×	❸

※指導者用チェックシートの写しを酪農家に一部渡すこと。

※  は、重点記帳項目

## 指導者用チェックシート(B)拡大版【右側】

検証日時	検証日	年	月	日
	時間	:	~	:
確認者 ※全員の氏名を記入				

### 記帳状況(ポジティブリスト対応及び重点管理基準対応)

区分	項目	結果
記帳状況	① 動物用医薬品の投与・出荷再開記録	
	② ミルカー・バルククーラーの洗浄確認記録	
	③ 農薬使用記録	
	①～③の項目全て○→○ ①～③の項目全て×→×      ○△×を記入 上記以外の○×の混在→△	
	④ 資材交換・消毒記録	
	⑤ 飼料給与記録	
重点管理基準対応	⑥ バルククーラーの乳温記録	
	①～⑥の項目全て○→○ ①～⑥の項目全て×→×      ○△×を記入 上記以外の○×の混在→△	

重点管理基準対応	⑦ 飼料の異常有無に関する確認	
----------	-----------------	--

### 総評

--

### Ⅲ. 検証時のポイントと判断基準

#### <判断基準の区分>

- ：よく取り組んでおり、引き続き、同様の取り組みをお願いします。
- △：不備な点があり、改善されるようお願いいたします。
- ×：早急な改善をお願いします。

#### ■生乳生産管理チェックシート等の記帳項目の確認

##### 1. 生乳生産管理・出荷

###### (1) バルククーラーの乳温を記録し、保管する。

検証時のポイント	
①乳温が記載されているか？	
判断基準	
○	搾乳前及び搾乳後の乳温が記載されている。
×	乳温の記載がない。 または、記載漏れがある。

###### (2) **重点記帳項目**

動物用医薬品の投与から出荷再開までを記録し、伝票等を保管する。

検証時のポイント	
①動物用医薬品の投与から出荷再開までの記録がチェックシートに記載されているか？	
②チェックシートに記載していない項目がある場合、獣医師の診療記録や投薬指示書、確認検査依頼書等を保管しており、その伝票等をもって記載していない項目の確認ができるか？	
※薬品箱等にある薬剤とチェックシートにおける記載箇所の照合や、記入漏れや獣医師の指示外での薬品の使用（余った薬剤を取っておいて別の牛に使う等）がないかなどの口頭確認を行うこと。	
判断基準	
○	初回治療日・治療牛・使用薬剤名・治療方法・マーキング等の実施・最終治療日・休薬期間・残留確認検査・出荷日の欄が記載されている。 または、伝票等が保管されている。 薬品箱等にある薬剤について、すべてチェックシート等に記載がある、または伝票等が保管されている。 記載漏れや獣医師の指示がない薬品の使用がない。
△	記載漏れがある。
×	記載されていない。

(3) **重点記帳項目**

ミルカー・バルククーラーは、洗浄（アルカリ・酸性）・消毒し、記録する。

検証時のポイント	
①アルカリ洗浄を毎日実施し、チェックシートに記載があるか？	
②酸洗浄を4日に1回以上実施し、チェックシートに記載があるか？	
判断基準	
○	アルカリ洗剤は毎日洗浄、酸性洗剤は4日に1回程度洗浄を実施しており、実施の有無が記載されている。
×	アルカリ・酸性洗剤を適正に洗浄していない。又は実施の有無の記載がされていない。

(4) ミルカー（搾乳前）・バルククーラーが正常に作動するか点検・記録し、保管する。

検証時のポイント	
①搾乳前に、ミルカー・バルククーラーが正常に作動するか確認しており、チェックシートに記載があるか？	
判断基準	
○	毎日、記載されている。
×	記載されていない日がある。

(5) ミルカー・バルククーラーの定期的な点検整備を受け、伝票等を保管する。

検証時のポイント	
①ミルカー・バルククーラーの定期的な点検整備を受けており、チェックシートに記載があるか？または、業者からの点検書・伝票等が保管されているか？	
判断基準	
○	ミルカーおよびバルククーラーの点検整備記録が定期的に記載されている。または、業者からの点検書・伝票等が保管されている。（最低年1回は定期的検査を受ける）
×	点検整備を行っていない。または記録が残っていない。

(6) 洗剤等の資材交換及び牛舎消毒状況を記録し、資材については購入伝票を保管する。

検証時のポイント	
①洗剤等について、チェックシートに使用製品の記載があり、購入伝票は保管されているか？	
②牛舎消毒を実施し、チェックシートに記載があるか？	
判断基準	
○	資材交換（洗剤・殺菌剤・ディッピング剤）及び消毒（牛舎消毒・駆除剤等）の記載があり、資材については購入伝票が保管されている。
△	記載もれがある。または、伝票が保管されていない。
×	記載がなく、伝票もない。

## 2. 農薬等の使用記録

### (1) **重点記帳項目**

農薬の使用量等を記録し、保管する。

検証時のポイント	
①自給飼料作で農薬を使用しますか「はい」「いいえ」に○が記載してあるか？	
②農薬を使用している場合、農薬を使用した「はい」「いいえ」に毎月○が記載してあるか？	
③農薬を使用している場合、農薬名等の記載があるか？	
判断基準	
○	自給飼料作で農薬を使用しますか「はい」「いいえ」に○が記載されている。「はい」(使用する)の場合は毎月「はい」「いいえ」に○が記載してあり、圃場名・面積・施用日・農薬名・品種・10a 当り使用量・刈取り日・適正に使用した欄が記載されている。
△	一部記載漏れがある。(農薬名・施用日・使用量・刈取り日だけは記載されている)
×	自給飼料作で農薬を使用しますか「はい」「いいえ」に○が記載されていない。農薬を使用しているが、記載されていない。

### (2) 肥料の使用量等を記録し、保管する。

検証時のポイント	
①自給飼料作で肥料を使用しますか「はい」「いいえ」に○が記載してあるか？	
②肥料を使用している場合、肥料を使用した「はい」「いいえ」に毎月○が記載してあるか？	
③肥料を使用している場合、肥料名等の記載があるか？	
判断基準	
○	自給飼料作で肥料を使用しますか「はい」「いいえ」に○が記載されている。「はい」(使用する)の場合は毎月「はい」「いいえ」に○が記載してあり、圃場名・面積・施用日・肥料名・品種・10a 当り使用量・適正に使用した欄が記載されている。
△	一部記載漏れがある。(肥料等の名称・施用日・使用量だけは記載されている)
×	自給飼料作で肥料を使用しますか「はい」「いいえ」に○が記載されていない。肥料を使用しているが、記載されていない。

(3) 家畜排せつ物の発生量等を記録し、保管する。

検証時のポイント	
①チェックシートの「家畜排せつ物の発生量等に関する記録」に記載があるか？	
判断基準	
○	記載されている。
△	記載漏れがある。
×	記載がされていない。

(4) 飼料及び飼料添加物の給与内容を記録し、保管する。

検証時のポイント	
①チェックシートに「飼料名・飼料添加物名」「給与区分」が記載されているか？	
②購入伝票は保管されているか？	
判断基準	
○	飼料名及び給与区分が記載されており、購入伝票が保管されている。
△	一部記入漏れがある。または購入伝票が保管されていない。
×	記載がされておらず、伝票も保管されていない。

## ■重点指導項目におけるチェック項目

### 1. 動物用医薬品の休薬期間及び確認検査

(1) 出荷制限期間を遵守し、必ず確認検査を受ける。

検証時のポイント	
①動物用医薬品は獣医師の指示通りに使用し、休薬期間を遵守した上で、確認検査合格後に生乳を出荷しているか？	
判断基準	
○	休薬期間を遵守した上で、確認検査合格後に生乳を出荷している。
×	確認検査を実施していない。あるいは休薬期間を遵守していない。

### 2. 洗浄剤及び殺菌・消毒剤の使用

(1) ミルカー・バルククーラーの洗浄剤（アルカリ・酸性）は、適正に使用されている。

検証時のポイント	
①洗浄剤の説明書き等に記載されているとおりの、適正な用法・用量で使用されているか？ ※具体的な使用方法や使用量について聞き取り、説明書き等に記載されている内容と併せて確認する。	
判断基準	
○	適正な用法・用量で使用されている。
×	適正に使用されていない。

(2) 搾乳用殺菌剤（乳房・乳頭清拭剤等）は、適正に使用されている。

検証時のポイント	
①搾乳用殺菌剤の説明書き等に記載されているとおりの、適正な用法・用量で使用されているか？ ※具体的な使用方法や使用量について聞き取り、説明書き等に記載されている内容と併せて確認する。	
判断基準	
○	適正な用法・用量で使用されている。
×	適正に使用されていない。

## ■生産現場における実施状況の確認

### 1. 乳牛の健康管理

(1) 抗菌性物質製剤等の投与牛を隔離し、マーキングを行う。

検証時のポイント	
①投与牛の隔離又はマーキングを行い、抗菌性物質製剤等の投与牛の生乳を誤って混入しないようになっているか？	
判断基準	
○	抗菌性物質製剤等の投与牛を隔離している。又はマーキングを実施している。
×	抗菌性物質製剤等の投与牛を隔離していない。かつマーキングを実施していない。

### 2. 動物用医薬品の保管

(1) 動物用医薬品は牛の飼養場所及び生乳処理室と区別し、適切に管理する。

検証時のポイント	
①施錠できる場所に保管されているか？	
②適切な場所に整理整頓し保管されているか？投与牛の隔離又はマーキングを行い、抗菌性物質製剤等の投与牛の生乳を誤って混入しないようになっているか？	
判断基準	
○	動物用医薬品を保管している棚又は部屋は施錠できる環境にあり、混入事故防止のため治療時以外は他人が動物用医薬品に触れることができないようになっている、適切な場所に保管されてある。
△	どちらか一方に不備がある。 (適切な場所に整理整頓して保管されていない。或いは動物用医薬品を保管している棚又は部屋が施錠できる環境になっていない。)
×	部屋又は棚が施錠できる環境ではなく、誰でも容易に動物用医薬品に触れることのできる状態にあり、適切な場所に整理整頓し保管されていない。

### 3. 生乳処理室

(1) 処理室内は整理・整頓されており、清潔で異臭がない。

検証時のポイント	
①整理整頓されており、特に鼻につく異臭がないか？ ②入り口は消毒できる環境にあるか？	
判断基準	
○	処理室の入り口は消毒できる環境にあり、かつ処理室内が整理整頓・清掃され、特に気になる異臭がない。
△	処理室の入り口は消毒できる環境にない。又は処理室内が整理整頓・清掃されているが、鼻につく異臭がある。
×	処理室の入り口は消毒できる環境になく、処理室内が整理整頓・清掃がされておらず、鼻につく異臭がある。

※消毒槽の消毒薬は臭気が生乳に移行しないもの（界面活性剤等）が望ましい。

(2) 処理室は牛舎と隔離されており、施錠できる環境にある。

検証時のポイント	
①処理室と牛舎が隔離されているか？ ②処理室（最低限バルク）が施錠できる環境にあるか？	
判断基準	
○	処理室は牛舎と隔離されており、施錠（最低限バルク）できる環境にある。
△	処理室は牛舎と隔離されているが、施錠（最低限バルク）できる環境にない。
×	処理室が牛舎と隔離されていない。

(3) 生乳処理室に、洗剤・殺菌剤以外の薬品を置かない。

検証時のポイント	
①生乳処理室に洗剤・殺菌剤以外の薬品を置いていないか？	
判断基準	
○	生乳処理室に洗剤・殺菌剤以外の薬品が置かれていない。
△	生乳処理室に洗剤・殺菌剤以外の薬品が置かれてあるが、施錠された保管庫を使用するなど他人が触れることができないような保管・管理がなされている。
×	生乳処理室に洗剤・殺菌剤以外の薬品が置かれてある。

#### 4. 牛舎周辺及び牛舎内環境

(1) 堆肥・尿の管理については、堆肥場・尿溜を完備しており、流出がない。

検証時のポイント	
①周辺等に汚水等の流出がないか？ ②適正な糞尿の管理及び利用がなされているか？	
判断基準	
○	糞尿処理施設が完備されており、適正な糞尿の管理及び利用がなされている。
×	糞尿処理施設が完備されているが、適正な糞尿の管理及び利用がされておらず、速やかに牛舎周辺の環境改善を要する場合。

(2) 牛舎内及び周辺を整理・清掃し、ゴミ・廃棄物を適切に保管処理する。

検証時のポイント	
①ゴミ等は適切な方法で保管処理されているか？	
判断基準	
○	給餌用器具等の整理整頓及び清掃がされており、廃棄物は適切な容器に保管し、処理している。又は、速やかに改善が可能な状態である。
×	整理整頓及び清掃がされていない。又はゴミ袋が破れる等ごみが散乱している。

(3) 牛床は汚物を排除して乾燥し、乾燥した敷料が十分にあり、かつ牛体がきれいである。

検証時のポイント	
①牛体が汚れていないか？ ②牛床が乾燥しているか？ ③牛糞処理がなされているか？	
判断基準	
○	通路を含め牛床の糞を定期的に排除しており、牛床が乾燥し敷料等が十分にあり、牛体がきれいである。
×	通路を含め牛床の糞の処理ができておらず、牛床が乾燥していない。又は牛体の汚れが目立ち、汚れが長期化している。

#### 5. 飼料及び飼料添加物、農薬等の保管・給与

(1) 飼料及び飼料添加物の保管場所を区分し、清潔に管理する。

検証時のポイント	
①保管場所が区分され、整理整頓及び清掃がされているか？	
判断基準	
○	保管場所を区分してあり、保管場所が整理整頓及び清掃されている。
×	保管場所がバラバラで、整理整頓されていない。又はほこりが溜まったり、こぼれた飼料等が片付けられていないなど清掃がなされていない。

(2) 飼料に異常（カビの発生や異物の混入等）がないか、確認して給与する。

検証時のポイント	
①排水が良好で平坦な場所（コンクリート盤や砂利の上等）に保管しているか？ ②飼料給与前には、飼料及び飼料添加物に異常がないことを確認しているか？	
判断基準	
○	排水が良好で平坦な場所に保管している。また、明らかに色調や臭い等に異常がある飼料がない。
×	排水が良好で平坦な場所に保管していない。また、明らかに色調や臭い等に異常のある飼料をそのままにしてある。

(3) 動物性たんぱく質飼料（A飼料以外の飼料）の混入防止を図る。

検証時のポイント	
①乳用牛用飼料とその他（肉用牛・豚・鶏・ペット用等）飼料の保管場所が区分されているか？ ※A飼料とは、反芻動物に給与される可能性のあるものとして動物性たんぱく質が混入しないように取り扱われるものを指す。	
判断基準	
○	給与飼料にA飼料以外の飼料が混入しないよう作業動線外に区分けして保管されている。
×	給与飼料とA飼料以外の飼料が区分けして保管されていない。

(4) 肉用牛用の飼料及び飼料添加物の混入防止を図る。

（対象家畜を確認して給与する。）

検証時のポイント	
①乳用牛用飼料とその他（肉用牛・豚・鶏・ペット用等）飼料の保管場所が区分されているか？ ※同じ牛用飼料であっても、ほ乳期用・幼齢期用・肥育期用では、添加できる飼料添加物の種類や量が異なっているため、対象家畜や使用上の注意などの表示をよく確認して給与する必要がある。	
判断基準	
○	給与飼料に肉用牛用の飼料が混入しないよう、作業動線外に区分けして保管されている。
×	給与飼料と肉用牛用の飼料が区分けして保管されていない。

(5) 肥料・農薬の保管場所を区分し、適切に管理する。

検証時のポイント	
①保管場所が区分され、整理整頓及び清掃がされているか？	
判断基準	
○	保管場所を区分してあり、保管場所が整理整頓及び清掃されている。
×	保管場所がバラバラで、整理整頓されていない。又はほこりが溜まるなど清掃がなされていない。

6. 搾乳作業

(1) 正しい搾乳手順で実施する。

検証時のポイント	
①以下の重点管理基準について、推奨される方法で実施できているか？ ②実施できる体制ができているか？ ■搾乳前に乳頭の汚れを落としプレディッピングする。 ■1 頭 1 布またはペーパータオル等を使用して清拭する。 ■搾乳後にはポストディッピングを行う。 ■適切に搾乳機器の洗浄・消毒を行う。 ※推奨される方法に関しては、「生乳生産管理マニュアル」及び「良質乳生産ガイド」を参照してください。	
判断基準	
○	推奨される方法で搾乳を行っている。
△	一部の方法ができていない。
×	推奨される方法で搾乳をしていない。

(2) 適切に搾乳機器の洗浄・消毒を行う。

検証時のポイント	
①アルカリ洗浄・酸洗浄・殺菌消毒を実施できているか？ ※可能ならば立会にて判断する。できない場合は、検証時に酪農家より直接聞き取り判断する。	
判断基準	
○	ミルカー・バルククーラーだけでなくバケットミルカー等もアルカリ洗浄、酸洗浄及び殺菌消毒を実施している。
△	バケットミルカー等はアルカリ洗浄・酸洗浄及び殺菌消毒のいずれかを実施していない。
×	バケットミルカー等はアルカリ洗浄、酸洗浄及び殺菌消毒を実施していない。

## 7. 伝票等の保管

(参照：生乳生産管理マニュアル（令和3年改訂版）P.9～10)

(1) 個体識別番号及び異動記録を確認し、(独)家畜改良センターに転入・転出を報告する。

検証時のポイント	
①報告書が保管されているか？	
判断基準	
○	報告書が保管されている。
×	報告書が保管されていない。

(2) 購入飼料及び飼料添加物の伝票等を8年間保管する。

検証時のポイント	
①伝票等が保管され確認できる体制ができているか？	
判断基準	
○	伝票等が保管され、確認できる体制ができている。
×	伝票等が保管されていない。

### Ⅲ. 判断基準に係る Q&A

#### ■生乳生産管理チェックシート等の記帳項目の確認

##### 3. 農薬等の使用記録について

Q) 農薬の使用量が適正であるのをどのように判断するのか？

A) 農薬の容器等に、使用基準（使用できる作物・用量・濃度・時期・総使用回数等）が記載されていることから、農薬散布面積に対する使用量と購入数量及び購入頻度を比較することで、大幅な乖離が無ければ、適正な使用量と概ね判断できます。

#### ■生産現場における実施状況の確認

##### 1. 乳牛の健康管理について

Q) 抗菌性物質製剤等の投与牛の隔離とはどういうことか？

A) フリーストール・フリーバーン等の牛舎においては、投与牛と健常牛を区分して管理・飼育していることを指しています。

つなぎ飼い牛舎においては、フリーストール牛舎等と同様に、投与牛と健常牛を区分した管理・飼育をするのが望ましいですが、マーキングされて識別できる状態であれば大丈夫です。

Q) マーキングとはどの程度でできていることになるのか？

A) うすくなったり見えづらくなっていたりせず、第三者の目でマーキングされていることが明らかに分かる状態であれば大丈夫です。

##### 2. 動物用医薬品の保管について

Q) 動物用医薬品の適切な保管場所とは？

A) 冷蔵保管が必要な薬品は、温度管理のできる設備（冷蔵庫等）に保管し、冷蔵保管が必要でない薬品は、直射日光の当たらない棚等に保管します。

##### 3. 生乳処理室について

Q) 生乳処理室と牛舎の隔離とは？

A) 処理室と牛舎の間が、壁等で仕切られており、埃や臭気の移行及びペット等の侵入を防ぐことのできる状態のことをいいます。

#### 4. 牛舎周辺及び牛舎環境について

Q) 「周辺に汚水等の流出がない」とあるがどういうことか？

A) 家畜排泄物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律にて規定されている事項です。周辺に汚水等が流出すると、河川への流出や地下水への浸透等により、クリプトスポリジウム（原虫）や硝酸性窒素による水質汚染を招く恐れもあります。また、牛や集乳車が汚水等により汚れることにより、乳の汚染につながる可能性もあります。このため、排泄物の管理施設の構造や管理基準が規定されています。

#### 5. 農薬等の保管について

Q) 整理整頓はどの程度していれば良いのか？

A) 保管場所に余計なものが置かれていない、飼料袋・肥料袋などが整然と積み重ねられている、混在するような状態になっていないなど、保管状態が整然としていることを意図しています。

#### 6. 搾乳作業について

Q) 搾乳作業を立会できない場合はどうすればいいのか？

A) 管理基準を満たす取り組みを行っているかどうか、設備・器具が揃っているかなどについて、酪農家から直接聞き取り判断して下さい。

Q) 推奨される搾乳方法とは？

A) 「生乳生産管理マニュアル」又は「良質乳生産ガイド」（ともに中央酪農会議発行）を参照してください。

生乳生産管理マニュアル（管理基準と作業手順）令和3年改訂版：P. 27～29

良質乳生産ガイド（平成16年）：P. 20～31

#### ■その他

Q) 指導者検証用マニュアルを用いた検証を行う際も、「○・△・×」の判断基準にバラツキが生じるのはどうすればいいか？

A) 検証を実施する前に、県連又は農協単位で、検証の中心となる管内の農協職員を対象にした、判断基準の目合わせのための講習会等を実施していただきたいと思えます。